

第3号議案

平成23年度事業計画（案）

自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日

事業活動基本方針

平成20年12月1日施行の公益法人改革法を踏まえ、新たな公益法人制度に向け、新制度への対応を最重要課題と位置付け、その為に必要な諸準備を展開します。

事業展開にあたっては、公益法人制度改革の原点である「税」に軸足を置き、一般市民も対象として「納税意識の向上」「税制への建設的提言」「自己研鑽機会の提供」「地域社会への貢献」などの諸活動を積極的に実施いたします。

また、経済情勢や公益法人を取り巻く極めて厳しい状況に配慮しながら「組織基盤」並びに「財政基盤」の強化に努めます。

1. 組織の充実・強化
 - (1) 組織等の見直し
 - (2) 会員増強
 - (3) 支部・部会活動の充実
2. 研修活動の充実
 - (1) 研修参加人員の増加を図る
 - (2) 税務を中心とした各種研修会
 - (3) 公益事業としての各種研修会
3. 地域社会貢献活動の推進
4. 税制改正への対応
5. 広報活動の充実
6. 福利厚生制度の推進
7. e-Taxの普及
8. 事務局の充実等

事業計画

1. 組織の充実・強化

(1) 組織等の見直し

公益法人制度改革を踏まえ、事業・組織・会計等内容の検討、定款をはじめ諸規定の見直しを行い移行の準備に着手する。

(2) 会員増強

本年も昨年 12 月末日の会員数（4,071 社）を 1 社でも上回ることを目標に、組織委員会に協議会長、支部長、部会長に加わって頂き 9 月から 12 月までの 4 ヶ月間を「会員増強月間」として集中的に運動を展開する。

(3) 支部・部会活動の充実

支部活動は、会員や地域に密着した活動を行うことが鉄則であり、よりきめ細かな活動を従来以上に展開する。また、部会は独自の事業を展開するほか、親会主催の諸行事には積極的に役割を分担し、活動の活性化に務める。

2. 研修活動の充実

(1) 研修参加人員の増加を図る

研修参加人員の増加を目指し、会員や地域ニーズに合わせた研修会及び支部・部会段階での研修会を開催する。なお、新公益法人制度への対応性を高めるため、会員以外にも広く参加を働きかけ、公益事業として実施する様にはかる。

(2) 税法・税務を中心としたタックス&マネジメント講座

税法・税務の研修会は、法人会にとって根幹となる研修事業であることから税務当局や税理士会等の支援を仰ぎ計画的に開催する。

「DVD レンタルサービス」を廃止し、その代わりとなる「インターネットセミナー・オンデマンド」を利用し、H・P からの一般・会員向けに新たな研修材料を提供する。

(3) 公益事業としての各種研修会

新公益法人制度への対応性を高める為、会員以外にも広く参加を働きかけ、公益事業として実施する様を図る。

3. 地域社会貢献活動の推進

社会貢献活動は地域に密着した活動であり、親会・女性部会・青年部会が一体となり「チャリティーコンサート」「税金教室」等、より多くの参加者を集め公益性を高める。

4. 税制改正への対応

今後の望ましい税制のあり方を基本テーマとして、日本経済再生の鍵となる中小企業税制を中心に、国税、地方税についてより踏み込んだ検討を行い、「税」のオピニオンリーダーに相応しい、より建設的な提言を行う。

5. 広報活動の充実

法人会の知名度の向上とイメージアップを図るため、会報誌、地元新聞、地域コミュニティ放送、インターネット H・P を通じ、会員以外も視野に入れた効果的な「税の啓発」に役立つ広報活動を展開する。

6. 福利厚生制度の推進

福利厚生事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、協力保険会社 3 社との連携強化を通じて保険料収入の増加を図ります。

特に、福利厚生制度の中核である大型保障制度が 40 周年本番を迎えることから、40 周年キャンペーンを積極的に推進する。

7. e-Tax の普及

国税電子申告・納税システム (e-Tax) の更なる利用拡大を図るため、昨年に引き続き今年度も本会役員・支部役員の 100% 利用を目標に税務当局と一体となり推進する。未利用会員への P・R も会報、会議等を通じて継続的に行う。

8. 事務局の充実・強化

全法連の「事務局充実のための指針」に基づき、業務管理体制の充実・強化に努める。

また、「公益法人制度改革」に伴う新々会計基準を導入し、会計処理が早期に定着化するようにする。